

質問第二三二一號

森林の財物賠償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月九日

参議院議長 平田健二殿

森 まさこ



森林の財物賠償に関する質問主意書

東京電力原子力発電所事故における財物の賠償基準に関して、家財や家屋については平成二十四年七月二十日に政府が記者会見において発表したが、森林については賠償の基準が示されていない。森林は収穫期に至るまで長期間を要し、森林所有者は多額の経費を投資している。森林所有者を救済するためには、このようないい多額の投資に見合つた賠償基準を明示すべきと考えるが、この点について政府の見解を示されたい。

右質問する。

